運搬仕様書

1.	22約件名							
2.履	ؤ行場所							
3. 履		契約締結の	翌日から令和	有	年	月		日まで
4.業	 養務内容							
		品名	運搬場所					

5. 運搬要領

- (1) 運搬作業を安全かつ円滑に進める必要があり、事前に作業行程や方法等について学校と打ち合わせを行うこと。なお、この件に関する責任者を統一し作業当日も全体の進捗状況を把握し的確に作業員等を指示すること。
- (2) 運搬作業中、運搬物品は当然のこと、施設を損傷、破損のないよう相当な施設養生等をなし善良な管理者の注意義務を怠ってはならない。損害が生じた場合、業者の負担において現状を復帰しなければならない。
- (3) 本仕様書に明記していないものでも事前準備及び運搬作業上当然必要なものについては異議なく業者の負担において実施しなければならない。

6. その他

本契約履行中疑義が生じた場合、又は不明の点が生じた場合は学校担当者と協議の上、決定しその指示に従うこと。